

文化、スポーツに関する各種団体への助成事業

# 募 集 要 項 I

## I. 文化・スポーツ活動

### 1. 対象となる活動

#### (1) 文化活動

県内文化団体で、地域における文化の向上発展に寄与すると認められるアマチュアを中心とした団体の**公演活動および成果発表事業**

- A. 一般県民や地域住民に鑑賞機会を提供する文化活動
- B. 地域に根ざした伝統文化（民俗芸能）の保存と育成活動
- C. 子供たち（児童・生徒）の健全育成を図るための活動

※特定団体の宣伝、営利を目的とするものでないこと。

#### (2) スポーツ活動

県内スポーツ団体で、地域におけるスポーツ水準の工場発展に寄与すると認められる、アマチュアを中心とした団体の**各種競技会および講習会の実施**

- A. 一般県民、地域住民に広く参加機会を与える活動
- B. 地域住民の交流と健康増進を目的としたスポーツ活動
- C. 子供たち（児童・生徒）の健全育成を図るための活動

※特定団体の宣伝、営利を目的とするものでないこと。

### 2. 次のようなものは対象となりません。

#### 【文化・スポーツ共通】

- (1) 地域で行う祭り、イベント
- (2) 商業的色彩の濃いもの
- (3) 学校教育上の文化・スポーツ行事および部活動等
- (4) 習いもの、趣味、同好会等の内輪の発表会
- (5) その他、助成事業の趣旨にふさわしくないもの

### 3. 応募資格

#### 【文化・スポーツ共通】

- (1) 本県に住所または活動の本拠を有するアマチュアを中心とした文化・スポーツ団体で、
  - A.代表者および所在地が明らかであること
  - B.事業計画（収支予算も含む）が明確であること
  - C.活動費のうち負担すべき金額を確実に保有すること
  - D.一定の活動実績または見込みがあること
  - E.スポーツにおいては、主催が(財)福島県体育協会に加盟する団体およびその傘下団体を原則とする
- (2) **1活動団体が助成を受けられるのは年1回です。**同年度上・下期または、本年度下期・次年度上期というように、連続した2期で応募することはできません。
- (3) **1活動団体が助成を受けられる回数は、通算で3回までとなります。**

### 4. 助成対象経費と助成金額

- (1) **助成対象経費**〔申請する活動に要する直接経費〕
  - A.会場使用料    B.衣装等諸用具の賃借料    C.会場製作費
  - D.審査員（審判員）・講師等謝金    E.諸資料記録等作成費
  - F.印刷製本費    G.通信運搬費
  - H.その他（舞台衣装の作成、用具等の購入等）

※申請する活動に係る経費でも事務局費・会議時飲食代・打ち上げ代等（団体が自ら負担すべき経費）は対象となりません。
- (2) **助成金額**〔1団体あたり〕

助成対象経費（上記(1)）から、他団体からの助成金・補助金を差引いた金額の1/2を限度として、**10万円**あるいは**20万円**のいずれかの金額。

※文化・スポーツとも子供の活動の助成は一律**10万円**となります。

$\begin{aligned} \text{助成対象額} &= \{ \text{助成対象経費（上記(1))} \\ &\quad - \text{他団体からの助成金・補助金} \} \times 1/2 \geq 10 \text{万円} \end{aligned}$
--

※前年度に引き続き助成を受ける団体には減額する場合があります。

## 5. 申し込み受付と対象活動期間

申し込み受付期間	対象となる活動期間
5月1日～6月30日 (決定通知 9月上旬頃)	(下期) 10月～翌年3月
11月1日～12月30日 (決定通知 翌年3月上旬頃)	(上期) 翌年4月～9月

## 6. 提出書類

①助成金交付申請書※	⑤団体の会則
②団体概要書※	⑥対象活動の前年度の資料等 詳細がわかるもの
③活動計画書※	
④活動収支予算書※	

※①②③④は当財団のホームページ (<http://www.tohobankkyoikubunka.jp/>)よりダウンロードできます。

## 7. 申し込み方法

申請書の提出は、直接郵送にて下記宛へお願いします。  
なお、最寄りの東邦銀行本支店を通じてのお申し込みもできます。

(提出先) 〒960-2156 福島市荒井字横塚3番地の183  
公益財団法人 東邦銀行教育・文化財団「助成事業係」

## 8. 選考方法と助成金の交付

- (1) 公益財団法人東邦銀行教育・文化財団が委嘱した審査委員による選考を経て、理事会で決定し、結果を通知します。申請額が減額される場合もあります。
- (2) 助成金交付の決定を受けた団体は、助成活動の実施に当たっては、財団の助成を受けている旨（公益財団法人東邦銀行教育・文化財団助成事業等の表示）を、看板・ポスター・パンフレット等の印刷物に明記をお願いします。
- (3) **助成金は原則として対象活動完了後、助成団体からの請求により交付します**ので、対象活動完了後（3ヶ月以内）速やかに請求をお願いします。  
なお、**実施時期等の変更があった場合には事務局へ連絡してください。**

## II. 地域の活性化に貢献する文化活動

### 1. 助成の概要

県内のアマチュアを中心とした文化団体で、地域の活性化に貢献することを目的とした下記文化活動を対象に継続して活動している団体を**当財団で随時選んで助成し支援**いたします。

### 2. 対象となる活動

- (1) 地域に根ざした伝統文化（民俗芸能）や郷土の歴史、食文化等の保存と伝承、後継者の育成活動
- (2) 子供たち（児童・生徒）の健全育成を図るための、まちづくり活動、自然保護、環境保護のための活動等

### 3. 選考方法

- (1) 助成対象の活動を継続して行っている団体について、随時、当財団でその活動内容、実態を確認した上で選出します。
- (2) 審査委員会の審査を経て、理事会で決定します。（毎年3月、9月予定）

#### 4. 助成金額

一件あたり 5 万円～10 万円を目途に、対象に応じその都度個々に助成額を決定します。

#### 5. 提出書類

(1) 助成金交付申請書（申請団体、活動の内容・実績、活動資金の内訳等）

(2) 活動報告書の提出

A.助成対象活動終了後に、活動の成果および会計報告を提出していただきます。

#### 【お問い合わせ先】

公益財団法人 東邦銀行教育・文化財団 事務局

福島市横塚字 3 番地の 1 8 3

Tel 024 (594) 1020 (ダイヤルイン)